

令和6年度

勝山市財政健全化審査意見書

並びに

勝山市公営企業会計経営健全化審査意見書

勝山市監査委員

勝 監 発 第 5 9 号
令和 7 年 8 月 7 日

勝山市長 水上 実喜夫 様

勝山市監査委員 藤 村 敏 夫

勝山市監査委員 丸 山 忠 男

令和 6 年度勝山市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年 7 月 3 日付けで審査に付された令和 6 年度健全化判断比率とその算定基礎事項を示す書類について審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

勝 監 発 第 6 0 号
令和 7 年 8 月 7 日

勝山市長 水上 実喜夫 様

勝山市監査委員 藤 村 敏 夫

勝山市監査委員 丸 山 忠 男

令和 6 年度勝山市公営企業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 7 年 7 月 3 日付けで審査に付された、令和 6 年度公営企業会計決算における資金不足比率とその算定基礎事項を示す書類について審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

目 次

1. 令和6年度 勝山市財政健全化審査意見書	1
〃 審査資料	3
2. 令和6年度 勝山市公営企業会計経営健全化審査意見書	7
〔1〕 勝山市水道事業会計経営健全化審査意見書	7
〃 審査資料	8
〔2〕 勝山市下水道事業会計経営健全化審査意見書	9
〃 審査資料	10
(参考資料) 健全化判断比率等の対象範囲	11

注 記

1. 文中及び表中の金額、比率については、表示単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。
2. 「－」は、該当数値のないものである。
3. 「△」は負数を表し、増減を示す時は減少を表すものである。

1. 令和6年度 勝山市財政健全化審査意見書

1 審査の対象

令和6年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算に係る健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

令和7年7月3日から令和7年8月7日まで

3 審査の方法

審査に付された令和6年度の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

4 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(%)

健全化判断比率	令和6年度	早期健全化基準	令和5年度	令和4年度
① 実質赤字比率	— (△7.00)	13.96	— (△7.71)	— (△8.19)
② 連結実質赤字比率	— (△18.12)	18.96	— (△22.21)	— (△20.34)
③ 実質公債費比率	8.4	25.0	8.9	8.8
④ 将来負担比率	9.3	350.0	32.9	43.1

(注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率が黒字の場合、「—」で記載している。

2 参考として、() 内に黒字の比率を負(△)の値で表示している。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和6年度の実質収支は、510,204千円で、実質赤字比率は、 $\Delta 7.00\%$ となっている。前年度 $\Delta 7.71\%$ と比べ0.71ポイント悪化し、黒字の割合が減少している。

早期健全化基準13.96%と比較して、これを大きく下回り、良好な状態である。

② 連結実質赤字比率について

令和6年度の連結実質収支は $\Delta 1,319,371$ 千円で、連結実質赤字比率は $\Delta 18.12\%$ となっている。前年度 $\Delta 22.21\%$ と比べ4.09ポイント悪化し、黒字の割合が減少している。

早期健全化基準18.96%と比較してこれを大きく下回り、良好な状態である。

③ 実質公債費比率について

令和6年度の実質公債費比率の3カ年平均は9.1%となり、昨年度より0.2ポイント悪化した。令和6年度の単年度実質公債費比率は8.35287%と前年度8.92628%と比べ0.57341ポイント改善している。

早期健全化基準25.0%と比較してこれを下回り、良好な状態である。

④ 将来負担比率について

令和6年度の将来負担比率は9.3%となっている。前年度32.9%と比べ23.6ポイント改善している。

早期健全化基準350.0%と比較してこれを下回り、良好な状態である。

(3) 是正改善を要する事項

特に改善すべき事項はない。

(4) むすび

健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っており良好な状態を維持している。

令和6年度の決算は、歳入歳出とも過去最大の決算額となっている。しかし、自主財源のうち最も大きな割合を占める市税においては、定額減税及び固定資産の評価替えが主要因となり、平成に入って以降、最も税収が少なくなった。人口減少に歯止めがかからない中、引き続き経常経費の抑制に努めつつ、収入の確保に努める必要があると思われる。

今後事業を実施していく中で、一般財源の大幅な増収が見込めない状況であることから、引き続き効率的かつ効果的な事業を厳選するとともに、計画性のある市債発行管理等により一層の財政健全化に努められたい。

審査資料

① 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計（育英資金特別会計、市有林造成事業特別会計）の実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

(単位：千円，%)

区 分	令和 6 年度	令和 5 年度	令和 4 年度
①一般会計等実質赤字額	△510,204	△ 551,835	△ 581,447
②標準財政規模	7,279,893	7,149,337	7,095,195
標準税収入額等	3,434,448	3,533,904	3,281,117
普通交付税	3,824,707	3,573,085	3,716,178
臨時財政対策債発行可能額	20,738	42,348	97,900
③実質赤字比率	— (△7.00)	— (△7.71)	— (△8.19)
早期健全化基準	13.96	14.00	14.02
財政再生基準	20.0	20.0	20.0

実質赤字比率及び勝山市の早期健全化比率は以下により算定される。

※実質赤字比率算定式

$$\text{③ 実質赤字比率} = \frac{\text{① 一般会計等実質赤字額 } \triangle 510,204 \text{ 千円}}{\text{② 標準財政規模 } 7,279,893 \text{ 千円}} \times 100 = \triangle 7.00$$

※勝山市実質赤字比率早期健全化基準算式

◎標準財政規模 50 億円以上 200 億円未満の団体

$$[\{(\text{標準財政規模} + 100 \text{ 億円}) / (30 \times \text{標準財政規模}) \} \times 100 + 20] / 2$$

$$[\{(7,279,893 \text{ 千円} + 100 \text{ 億円}) / (30 \times 7,279,893 \text{ 千円}) \} \times 100 + 20] / 2 = 13.96$$

② 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等（普通会計）、一般会計等以外の特別会計及び公営企業会計を合算した実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

(単位：千円，%)

会 計 名		実質収支額及び資金不足・剰余額			
		令和6年度	令和5年度	令和4年度	
①	一般会計等（育英資金・市有林含む）	△510,204	△551,835	△581,447	
②	特別会計	国民健康保険特別会計	△409	△2,266	△811
		介護保険特別会計	△32	△32,045	△46,260
		後期高齢者医療特別会計	△147	△53	△266
③	公営企業	水道事業会計	△780,761	△811,589	△815,081
		下水道事業会計	△27,818	—	—
④	公営企業法非適用	下水道事業特別会計	—	△182,158	0
		農業集落排水事業特別会計	—	△8,259	0
連結実質収支額等					
(①+②+③+④) ⑤		△1,319,371	△1,588,205	△1,443,865	
標準財政規模 ⑥		7,279,893	7,149,337	7,095,195	
連結実質赤字比率 ⑤/⑥×100		—	—	—	
		(△18.12)	(△22.21)	(△20.34)	
早期健全化基準		18.96	19.00	19.02	
財政再生基準		30.00	30.00	30.00	

※連結実質赤字比率算式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額⑤ } \triangle 1,319,371 \text{ 千円}}{\text{標準財政規模⑥ } 7,279,893 \text{ 千円}} \times 100 = \triangle 18.12$$

※勝山市早期健全化基準は、実質赤字比率の基準額に5%加算した数値となる。△は黒字を表す。

③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、直近3年間の平均値で算出される。

(単位：千円，%)

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
① 地方債の元利償還金(公債費充当一般財源等)	1,183,328	1,198,670	1,202,336
② 準元利償還金	381,384	388,588	459,878
満期一括償還地方債の1年当たり元金償還金	0	0	0
公営企業に係る地方債償還金	381,367	388,573	459,878
一部事務組合に係る地方債償還金	17	15	0
③ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(控除)	893,465	901,369	919,577
④ 特定財源(控除)	137,797	128,178	122,873
⑤ 標準財政規模	7,279,893	7,149,337	7,095,195
⑥ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(控除)	893,465	901,369	919,577
実質公債費比率(単年度)	8.35287	8.92628	10.03568
実質公債費比率(3カ年平均)	9.1	8.9	8.8
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0
財政再生基準	35.0	35.0	35.0

※連結実質公債費比率(R6単年度)算式

$$\frac{\begin{array}{l} \text{地方債の元利償還金①} \\ 1,183,328 \text{ 千円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{準元利償還金②} \\ 381,384 \text{ 千円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準} \\ \text{財政需要額算入額③} \quad 893,465 \text{ 千円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{特定財源④} \\ 137,797 \text{ 千円} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模⑤} \\ 7,279,893 \text{ 千円} \end{array} - \begin{array}{l} \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政} \\ \text{需要額算入額⑥} \quad 893,465 \text{ 千円} \end{array}} \times 100 = 8.35287$$

※連結実質公債費比率(3カ年平均)算式 $8.35287 (R6) + 8.92628 (R5) + 10.03568 (R4)$

=9.1

④ 将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担する実質的な債務の標準財政規模に対する比率である。一般会計（普通会計）、公営企業会計、一部事務組合及び広域連合、土地開発公社等を対象とするものである。

(単位：千円，%)

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
① 将来負担額	19,471,424	18,930,879	19,389,468
地方債残高	12,781,361	12,124,481	12,179,541
公営企業債等繰入見込額	4,235,973	4,337,701	4,698,605
組合等負担等見込額	2,884	2,884	2,884
退職手当負担見込額	2,451,206	2,465,813	2,508,438
設立法人の負担額等見込額	0	0	0
土地開発公社	0	0	0
第3セクター等	0	0	0
連結実質赤字額	0	0	0
組合等連結実質赤字額	0	0	0
② 充当可能財源等	18,876,719	16,870,918	16,724,961
充当可能基金	6,228,153	4,934,405	4,607,771
充当可能特定歳入	1,268,830	1,206,882	1,273,564
基準財政需要額算入見込額	11,379,736	10,729,631	10,843,626
③ 標準財政規模	7,279,893	7,149,337	7,095,195
④ 算入公債費等の額	893,465	901,369	919,577
将来負担比率	9.3	32.9	43.1
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0

※将来負担比率算式	①将来負担額 19,471,424 千円	—	②充当可能財源等 18,876,719 千円	×100 = 9.3%
	③標準財政規模 7,279,893 千円	—	④算入公債費等の額（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額） 893,465 千円	

2. 令和6年度 勝山市公営企業会計経営健全化審査意見書

[1] 勝山市水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

- (1) 審査の対象 令和6年度勝山市水道事業会計
- (2) 審査の期間 令和7年7月3日から令和7年8月7日まで
- (3) 審査の手続

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和6年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	— (%)	20.0 (%)	

※資金不足が生じない場合「—」で表示される。

(2) 個別意見

令和6年度決算において資金剰余額が780,761千円となり、資金不足は生じていない。また、資金不足比率は、△244.6%となり、経営健全化基準の20%を大きく下回り良好な状態であると認められる。

水道事業の短期流動性を示す流動比率（流動資産／流動負債×100＝835,399千円／232,300千円×100）は359.6%となっている。流動比率は比率の高いほうが望ましいとされており、良好な状態である。

今後とも水道事業運営に際しては効率的な運営を図り、経営健全化に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

審査資料

◎水道事業会計資金不足比率算定概要（法適用企業）

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率である。資金不足は生じていないが、決められた資金不足算定方法で数値を求めると、当年度は流動資産から流動負債を差し引いた剰余額が前年度より減少しているが、事業規模は増加したため、比率は前年度比 15.1 ポイント低下した。

（単位：千円，％）

項 目	決 算 額		
	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度
資金の不足額(①－②)－(③－④) (A)	△780,761	△811,589	△815,081
流動負債 ①	232,300	245,778	248,712
控除企業債等 ②	177,662	178,064	170,255
流動資産 ③	835,399	879,303	893,538
控除額等 ④	0	0	0
事業規模(⑤－⑥) (B)	319,214	312,475	331,259
営業収益の額 ⑤	319,214	312,475	331,259
受託工事収益の額 ⑥	0	0	0
(A/B×100)	△244.6	△259.7	△246.1
資金不足比率	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0

※資金不足算定式（法適用）

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 (A) } 0 (\triangle 780,761)}{\text{事業規模 (B) } 319,214} \times 100 = 0 (\triangle 244.6)$$

単位：千円，％

(A) 資金の不足額

$$(\text{①流動負債 } 232,300 - \text{②控除企業債等 } 177,662) - (\text{③流動資産 } 835,399 - \text{④控除額等 } 0) = \triangle 780,761$$

(B) 事業規模

$$(\text{⑤営業収益の額 } 319,214) - \text{⑥受託工事収益の額 } 0 = 319,214$$

[2] 勝山市下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

- (1) 審査の対象 令和6年度勝山市下水道事業会計
- (2) 審査の期間 令和7年7月3日から令和7年8月7日まで
- (3) 審査の手続

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名	令和6年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	— (%)	20.0 (%)	

※資金不足が生じない場合「—」で表示される。

(2) 個別意見

令和6年度決算において資金剰余額が27,818千円となり、資金不足は生じていない。また、資金不足比率は、△7.9%となり、経営健全化基準の20%を下回り良好な状態であると認められる。

下水道事業の短期流動性を示す流動比率（流動資産／流動負債×100＝248,924千円／608,695千円×100）は40.9%となっている。流動比率は短期債務に対する支払能力の程度を表す比率で、比率の高いほうが望ましいとされている。現状は、一般会計からの繰入により収支の均衡が図られているため、今後も事業の効率性と合理性を追求し、コスト削減に努力を怠ることなく、経費の有効活用により最大の効果が得られるよう健全な事業運営に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

審査資料

◎下水道事業会計資金不足比率算定概要（法適用企業）

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率である。資金不足は生じていない。

（単位：千円，％）

項 目	決 算 額		
	令 和 6 年 度	令 和 5 年 度	令 和 4 年 度
資金の不足額(①－②)－(③－④) (A)	△27,818	—	—
流動負債 ①	608,695	—	—
控除企業債等 ②	387,589	—	—
流動資産 ③	248,924	—	—
控除額等 ④	0	—	—
事業規模(⑤－⑥) (B)	353,571	—	—
営業収益の額 ⑤	353,571	—	—
受託工事収益の額 ⑥	0	—	—
(A/B×100)	△7.9	—	—
資金不足比率	—	—	—
経営健全化基準	20.0	—	—

※資金不足算定式（法適用）

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 (A) } 0 (\triangle 27,818)}{\text{事業規模 (B) } 353,571} \times 100 = 0 (\triangle 7.9)$$

単位：千円，％

(A) 資金の不足額

$$(\text{①流動負債 } 608,695 - \text{②控除企業債等 } 387,589) - (\text{③流動資産 } 248,924 - \text{④控除額等 } 0) = \underline{\triangle 27,818}$$

(B) 事業規模

$$(\text{⑤営業収益の額 } 353,571) - \text{⑥受託工事収益の額 } 0 = 353,571$$

健全化判断比率等の対象範囲

◎ 健全化判断比率及び資金不足比率の対象となる会計の範囲

区分・会計等	一般会計等		公 営 事 業 会 計					一部事務組合・ 広域連合	地方公社・ 第三セクター等	
	一般会計	一般会計等に属する特別会計	一般会計等以外の特別会計			公営企業会計				
			国民健康保険 特別会計	介護保険 特別会計	後期高齢者医療 特別会計	公営企業に係る会計				
		育英資金 特別会計				市有林造成事業 特別会計	水道事業会計	下水道事業会計		
健全化判断比率等の対象	← 実質赤字比率 →									
	← 連結実質赤字比率 →									
	← 実質公債費比率 →									
	← 将来負担比率 →									
							← 資金不足比率 →			